

懲戒処分の公表

令和6年3月28日

豊橋市長 浅井 由 崇

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

【事案概要】

所属の部局	建設部 建築課
職種又は職務の級	技師
年齢	20歳代
性別	女
処分内容	減給 10分の1 6月
処分理由（事案概要）	
（概要）	令和5年2月18日（土）から翌日早朝にかけて、私用のため名古屋市内で飲食をした後、帰宅時に駅への送迎を受ける際に酒気帯び運転の車に同乗した。
（処分理由）	地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。
処分年月日	令和6年3月28日

管理監督責任

役職名	建設部長・建設部次長・建築課長
処分内容	訓告
（概要）	所属職員が酒気帯び運転の車に同乗したことについて、所属長としての管理監督責任
処分年月日	令和6年3月28日